

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。                      (1)～(6) (略)                      (7)「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」とは、国の令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正、<u>令和4年度一般会計歳出予算補正及び令和5年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。                      (8)「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」とは、国の令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正、<u>令和4年度一般会計歳出予算補正及び令和5年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。</p> <p>第3条～第19条 (略)</p> <p>附 則                      1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。                      2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附 則</u>                      この要綱は、令和5年12月27日から施行する。</p> <p>別表第1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。                      (1)～(6) (略)                      (7)「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」とは、国の令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正<u>及び令和4年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。                      (8)「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」とは、国の令和元年度一般会計歳出予算補正、令和3年度一般会計歳出予算補正<u>及び令和4年度一般会計歳出予算補正</u>により措置されたものをいう。</p> <p>第3条～第19条 (略)</p> <p>附 則                      1 この要綱は、令和4年12月21日から施行する。                      2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第3項、第7条第5号から第8号まで、第11条第4項、第12条第3項及び第4項、第13条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p>

高知県デジタル技術活用促進事業費補助金交付要綱新旧対照表

新		旧	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
区分	間接補助事業者が行う事業の要件	区分	間接補助事業者が行う事業の要件
一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性の向上に資するITツールの導入や活用のために必要となるインフラの整備等の事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。 （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>	一般枠	<p>対象となる間接補助事業： 生産性の向上に資するITツールの導入や活用のために必要となるインフラの整備等の事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率1.5%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） ただし、補助申請額が150万円未満の場合は、策定を省略できるものとする。 （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。</p>
デジタル化加速枠	<p>対象となる間接補助事業： <u>より高度なデジタル化事業</u> ①デジタル技術を用いて製品又はサービスの開発、ビジネスモデルの変革等の新たな付加価値を生み出す事業 ②全社戦略のもと、BPRやシステム間連携を通じて業務プロセスを変革する事業</p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。なお、当該実行計画の目標については、DX推進指標の成熟度レベル4相当となる目標設定を行うこと。（注5）</p>	デジタル化加速枠	<p>対象となる間接補助事業： <u>製品やサービスの開発、ビジネスモデルの変革などの新たな付加価値を生み出すデジタル化事業</u></p> <p>間接補助事業の要件： （1）間接補助事業の実施期間において、給与支給総額（注1）を年率1.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （2）間接補助事業の実施期間において、付加価値額（注2）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画又は、労働生産性（注3）の伸び率を年率3.0%以上増加する見込みの計画を策定すること。 （3）事業計画（事業戦略、経営計画等）を策定していること。（注4） （4）継続的にデジタル化に取り組むための中期的な実行計画を策定していること。なお、当該実行計画の目標については、DX推進指標の成熟度レベル4相当となる目標設定を行うこと。（注5）</p>

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費		補助率	補助上限・下限額
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	一般枠	ソフトウェア経費、ハードウェア経費及び導入支援経費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり 上限額450万円 下限額5万円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内	
	デジタル化加速枠	ソフトウェア経費、機械装置、ハードウェア経費及び導入支援経費	補助対象経費の3分の2以内	1事業者当たり 上限額1,000万円 下限額100万円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内	
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型[デジタル枠]）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の12分の1以内		
(2) 上記(1)の事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料		定額	

別表4（略）

第1号様式～第10号様式（略）

別表第3（第4条関係）

区分	補助対象経費		補助率	補助上限・下限額
(1) 間接補助事業者が行う事業に対する間接補助金	一般枠	システム構築費（開発・購入・導入）、技術導入費、専門家経費、クラウドサービス利用費、通信インフラ整備費、外注費、研修費、消耗品費	補助対象経費の2分の1以内	1事業者当たり 上限額450万円 下限額5万円
		サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内	
		システム構築費（開発・購入・導入）、機械装置、技術導入費、専門家経費、クラウドサービス利用費、通信インフラ整備費、外注費、研修費、消耗品費	補助対象経費の3分の2以内	
	サービス等生産性向上IT導入支援事業（通常枠A・B類型）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の4分の1以内		
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型[デジタル枠]）の補助を受けている場合は当該事業費	補助対象経費の12分の1以内		
	(2) 上記(1)の事業を行うための事務費	人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費、役務費及び委託料		定額

別表4（略）

第1号様式～第10号様式（略）